

近畿地方整備局における建設コンサルタント業務等の
成績評定点の入力ミス事案に関する報告書

令和7年11月14日

建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する

有識者委員会

1. はじめに

令和7年7月23日、近畿地方整備局において今年度公示された業務について、入札参加企業からの指摘を踏まえ、確認がなされたところ、過去の成績評定点に一部入力ミスがあることが判明した。

令和7年8月1日から、近畿地方整備局において建設コンサルタント業務等(港湾空港関係を除く、以下同じ。)の入札契約に関する手続きが一時延期され、契約手続きにおいて活用されている令和2年度以降に完了した業務について、テクリスに登録している成績評定点が正しいかの確認作業が実施された。その結果、全242業務、365箇所で入力値に誤りがあることが確認された。

これを受け、令和7年9月29日、近畿地方整備局によって、当該入力値の誤りの原因究明および再発防止策等について専門的見地から助言をするために、建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する有識者委員会(以下、「有識者委員会」という)が立ち上げられた。

有識者委員会では、総合評価における成績評定点の重要性に鑑み、近畿地方整備局によって整理された一つ一つのミスの原因についてその内容を確認し、提案された再発防止策について助言を行い、その内容をとりまとめたので、ここに報告する。

2. 建設コンサルタント業務等における成績評定点の入力ミスの状況

(1) 用語の定義

・活用する用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
評定担当	近畿地方整備局各部および事務所の業務の成績評定点の担当
登録担当	近畿地方整備局企画部技術管理課の業務の成績評定点の登録担当
成績評定点	業務成果に基づき受注者に通知する、業務評価結果 業務と技術者、それぞれに付すもの
業務評定点	業務自体の成績評定点
技術者評定点	業務に従事した技術者(管理技術者、担当技術者、照査技術者)の成績評定点
委託業務等 成績評定通知書	受注者に対し、成績評定点を通知するもの
データの受け渡し	評定担当がとりまとめた事務所の成績評定点等一覧表を登録担当にメールで送付
マッチング	JACICにおいて、地方整備局から送付した様式と受注者が登録した内容について、業務名・履行期間・最終契約金額が合っているか確認すること
vlookup(関数)	Excelの数式の一つ。設定した検索値と一致したデータを、参照する表の左端の列から縦方向に検索し、対応する列のデータを表示させる。複数の表の情報を統合する目的で使用
JACIC	一般財団法人日本建設情報総合センター 業務実績情報データベース(テクリス)の管理者
JACIC様式	テクリスに成績評定点を登録するために登録担当からJACICに送付するExcelの様式
登録様式	Excel様式で成績評定点を評定担当が入力するもの
成績評定点等一覧表	Excel様式で成績評定点及び業務名等の業務情報を登録担当がとりまとめた一覧表
テクリス(TECRIS)	「Technical Consulting Records Information System(業務実績情報システム)」の略称 公共機関や、公益民間企業が発注した業務内容をデータベース化し、発注機関および受注企業へ情報提供しているもの
CCMS	全ての地方整備局が統一的に活用する工事契約管理システム ※成績評定の入力システムを含む
KISSシステム	近畿地方整備局独自の工事契約管理システム。

(2) 入力ミスの発覚の経緯

- ・令和7年7月23日(水)に、近畿地方整備局において今年度公示した業務について、入札調書を見た参加企業から「自社の点数が低い」との指摘があった。
- ・これを受け、指摘のあった業務について近畿地方整備局において確認がなされ、建設コンサルタント業務等の発注手続きにおいて、技術評価点の算出等に使用する過去の成績評定点に入力ミスがあることが判明した。

(3) 入力ミスの確認作業

- ・令和7年8月1日(金)から、近畿地方整備局において建設コンサルタント業務等の入札契約に関する手続きが一時延期され、契約手続きにおいて活用している令和2年度以降に完了した業務について、テクリスに登録している成績評定点が正しいかの確認作業が実施された。
- ・確認作業は、テクリスに登録されている成績評定点と、受注者あてに通知した委託業務等成績評定通知書を照らし合わせる形で実施された。
- ・その結果、全242業務、365箇所を入力ミスがあることが確認された。
- ・当該入力値の誤りは、8月18日(月)に修正を完了している。

(4) 入力ミスの発生数

- ・入力ミス365箇所の内訳は、業務評定点に関するものが32箇所、技術者評定点に関するもの333箇所であった。
- ・業務の完了年度別には、R2～R4年度が237業務、359箇所、R5～R6年度が5業務、6箇所となっていた。

表-1 完了年度別入力ミスの発生数

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
業務評定点のミス	6	9	17			32
技術者評定点のミス	143	72	112	3	3	333
合計	149	81	129	3	3	365
(※対象業務件数)	(115)	(50)	(72)	(2)	(3)	(242)

3. テクリス登録の流れと入力ミスの発生状況

本有識者委員会は、以下の近畿地方整備局による洗い出し作業の内容とその結果を確認した。

(1) テクリス登録の流れと頻度

- ・成績評定点は、年に1回、6月に、近畿地方整備局企画部技術管理課の成績評定点の登録担当(以下「登録担当」という。)にて、事務所、整備局各部の評定担当(以下「評定担当」という。)によって入力された成績評定点のデータ1年分がとりまとめられ、JACIC が定める Excel の様式(以下「JACIC 様式」という。)に必要な項目※が入力され、JACIC へメール送信されている。

※必要な項目とは、以下の12項目。ただし、令和3年度までは、⑧⑨⑩の3項目は登録されていない。

- ①設計書番号、②事務所名、③業務名、④契約年月日、⑤着手年月日、⑥最終工期、⑦業務評定点、⑧管理・主任技術者評定点、⑨担当技術者評定点、⑩照査技術者評定点、⑪受注者名、⑫最終契約金額

- ・業務の受注者によって、発注機関の確認を受けた上で、技術者情報等、実績情報がテクリスに登録されている。
- ・JACIC では、受注者側によってテクリスに登録されたデータのうち、地方整備局によって登録されたデータと同じ項目(業務名・履行期間・最終契約金額)を参照してマッチングが実施されている。マッチングが合致すれば、成績評定点がテクリスに登録される。登録ミス等により、マッチングが合致しない場合、JACIC により登録担当に確認が依頼され、必要に応じて修正され、登録担当と合意した成績評定点がテクリスに反映される仕組みになっている。

(2) ミスの発生状況

- ・365箇所ミスのうち、ミスの発生原因は以下のとおりであった。

表-2 発生箇所別ミスの発生数

評定担当の登録におけるミス	185 箇所
登録担当が JACIC 様式に転記する際のミス	170 箇所
JACIC のマッチング結果を踏まえた調整に際してのミス	10 箇所
合計	365 箇所

(3) JACIC のマッチング結果を踏まえた調整に際してのミスの発生状況

- ・JACIC のマッチング結果を踏まえた調整に際してのミス10箇所は、R2 完了の2業務、R3、R4 完了がそれぞれ1業務、合計4業務で発生していた。
- ・いずれも、同一業務名、類似業務名の別業務と取り違えたものであった。

(4) JACIC 様式作成までの流れの変更点

- ・JACIC のマッチング結果を踏まえた調整に際してのミス10箇所を除く355箇所のミスは、JACIC 様式作成までに発生していた。
- ・JACIC 様式作成までの流れは、各年度で異なっていた。

① 登録項目の違い

- ・令和2、3年度完了業務の作業時点では、技術者評定点は登録せず、業務評定点のみが登録されていた。
- ・技術者評定点については、令和6年度から、総合評価で活用される方針となったことを踏まえ、令和4年11月に令和2、3年度分をまとめて登録する作業が実施された。
- ・令和4年度以降の完了業務は、業務評定点、技術者評定点とも同時に登録されている。

② システムの変更

- ・令和2、3年度完了業務は、近畿地方整備局独自の工事契約管理システム(以下「KISS システム」という。)が活用され、評定担当から登録担当にデータの受け渡しが実施されていた。
- ・令和4年度に、KISS システムから、全ての地方整備局が統一的に活用する工事契約管理システム(以下「CCMS」という)にシステムが変更された。このため、評定担当から登録担当へのデータの受渡しは、CCMS を用いることになった。

(5) 各年度別の JACIC 様式作成までの流れとミスの発生状況

1) 令和2年度完了業務の業務評定点

- ・登録作業は、令和3年6月に実施された。
- ・評定担当は、KISS システムに登録する際、4箇所のミスがあった。
- ・登録担当では、KISS システムからデータを抽出し、JACIC 様式に転記する作業が実施されたが、その過程でのミスは発生していなかった。
- ・4箇所のミスのうち、ミスの発生原因は以下のとおりであった。

表-3 原因別ミスの発生数(令和2年度完了業務の業務評定点)

作業途上の値を登録	3 箇所
契約不適合で減点したが、再登録をしなかった	1 箇所

2) 令和3年度完了業務の業務評定点

- ・登録作業は、令和4年6月に実施された。
- ・評定担当は、KISS システムに登録する際、4箇所のミスがあった。
- ・登録担当は、令和3年6月作業とは異なり、KISS システムから業務評定点のみのデータを抽出した。また、テクリスから業務評定点以外(履行期限)のデータを抽出した。
- ・登録担当は、抽出した異なる二つのデータを統合させるため、Excel の関数 vlookup を活用した。その際、業務名と事務所名を活用して統合させたことから、同一業務名の別業務との取り違いによるミスが4箇所発生していた。
- ・8箇所のミスのうち、ミスの発生原因は以下のとおりであった。

表-4 原因別ミスの発生数(令和3年度完了業務の業務評定点)

作業途上の値を登録	4 箇所
vlookup 関数によって、同一業務名の別業務の数値を参照	4 箇所

3) 令和2、3年度完了業務の技術者評定点

- ・技術者評定点の登録作業は、令和4年11月に実施された。
- ・技術者評定点を含む成績評定点のデータは、毎年6月に Excel で作成した登録様式を評定担当にメールで送付し、登録担当がとりまとめ、成績評定点等一覧表を作成していた。次いで、登録担当は、成績評定点等一覧を用いて、技術者評定点を登録していた。
- ・この Excel で作成した登録様式に令和2年度完了業務は53箇所、令和3年度完了業務は60箇所のミスがあった。
- ・KISS システムに比較して、ミスが大幅に増えている理由は、個別の発注業務毎ではなく、成績評定点をとりまとめて入力する作業であったこと等が考えられる。
- ・合計113箇所のミスのうち、ミスの発生原因は以下のとおりであった。

表-5 原因別ミスの発生数(令和2・3年度完了業務の技術者評定点 評定担当)

	R2	R3
単純ミス	30 箇所	36 箇所
隣のキーの数字を誤って入力	4 箇所	4 箇所
3と8、0と8を勘違いして入力		1 箇所

業務評定点を技術者評定点に転記したことによるミス	6箇所	10箇所
技術者評定点内の入力項目の間違い	5箇所	5箇所
成績評定通知書綴りの前後ページ別業務の値を登録	7箇所	8箇所
技術者評定点の入力漏れ	8箇所	8箇所
同一業務名等に基づくミス	10箇所	4箇所
同一業務名の別業務の数値を入力	2箇所	
類似業務名の別業務の数値を入力	8箇所	4箇所
作業途上の値を登録	9箇所	13箇所
減点措置をしたにも関わらず、減点前の数字を入力	1箇所	6箇所
再登録漏れ	3箇所	1箇所
契約不適合等で減点したが、再登録をしなかった。	2箇所	
受注者の指摘を受けて技術者評定点を追加したが、再登録しなかった	1箇所	1箇所
合計	53箇所	60箇所

① 令和2年度完了業務の技術者評定点 登録担当のミス

- 登録担当は、令和2年度完了業務の業務評定点を含む必要項目をテクリスから抽出した。その後、令和3年6月にとりまとめた成績評定点等一覧表から vlookup 機能を用いて技術者評定点が貼り付けられた。
- その際、業務名を参照して統合させたことから、同一業務名の別業務との取り違えによるミスが79箇所発生していた。
- 登録担当は、異なる事務所で同一業務名が多数あることを認識していたことから、業務名に事務所名を付すことによって、異なる業務を参照することを防ごうとしていた。
- しかし、その参照行為が管理技術者の評定点の一部について対応しきれていなかったことから、結果として、異なる事務所の同一業務名の業務を取り違えるミスが発生していた。
- また、JACIC 様式への転記作業において、1事務所の照査技術者の評定点9箇所の転記漏れがあった。

② 令和3年度完了業務の技術者評定点 登録担当のミス

- 令和3年度完了業務の業務評定点は、令和4年6月に作業されたことから、登録担当は、令和4年6月に JACIC に登録した JACIC 様式に技術者評定点を追記することとされた。

- ・令和4年6月にとりまとめた成績評定点等一覧表から vlookup を活用して技術者評定点を貼り付けた。その際、業務名を参照して統合させたことから、同一業務名の別業務と取り違えるミスが10箇所発生していた。
- ・98箇所のミスのうち、ミスの発生原因は以下のとおりであった。

表-6 原因別ミスの発生数(令和2・3年度完了業務の技術者評定点 登録担当)

	R2	R3
単純ミス(技術者評定点の転記漏れ)	9 箇所	
vlookup 関数によって、同一業務名の別業務の数値を参照	79 箇所	10 箇所
合計	88 箇所	10 箇所

4) 令和4年度完了業務

- ・登録作業は、令和5年6月に実施された。
- ・システムが KISS システムから、CCMS に変更となり、成績評定点について別途入力する必要がなくなり、受注者へ発出する委託業務等成績評定通知書を作成したデータがそのまま活用できることとなった。
- ・JACIC 様式の作成に際し、CCMS から抽出した成績評定点を含む全てのデータを活用することもできたが、CCMS 登録が始まったばかりであったこともあり、登録担当は、別途、令和5年6月にとりまとめた成績評定点等一覧表を活用することとした。
- ・成績評定点等一覧表は、技術者評定点の令和2年度完了業務、令和3年度完了業務と同種のミスがあり、評定担当のミスは、58箇所であった。
- ・58箇所のミスのうち、ミスの発生原因は以下のとおりであった。

表-7 原因別ミスの発生数(令和4年度完了業務 評定担当)

単純ミス	29 箇所
隣のキーの数字を誤って入力	4 箇所
3と8、0と8を勘違いして入力	1 箇所
業務評定点を技術者評定点に転記したことによるミス	5 箇所
技術者評定点内の入力項目の間違い	8 箇所
技術者評定点の入力漏れ	11 箇所
作業途上の値を登録	28 箇所
再登録漏れ	1 箇所
受注者の指摘を受けて技術者評定点を追加したが、再登録しなかった	1 箇所
合計	58 箇所

- ・登録担当は、CCMS から成績評定点以外の業務名等の8項目を抽出し、これに、成績評定点等一覧表を照らして成績評定点が貼り付けられた。その際、Excel の関数を活用せず、手作業にて実施した。このため、

- ① 誤って、上下に並んでいた業務をあべこべに転記したため、2業務4箇所の転記ミスが発生していた。
- ② 8つの発注部署の28業務で、技術者評定点の転記漏れが64箇所発生していた。

- ・成績評定点の抽出に成績評定点等一覧表を活用したこと、その結果、CCMS から抽出したデータとの統合作業が発生したこと、統合作業を独自の方策で実施したことの背景には、システムの移行期であったこと、作業マニュアルがなかったことが原因と考えられる。

5) 令和5・6年度完了業務

- ・登録作業は、令和6年、令和7年6月に実施された。

- ・登録担当は、成績評定点を含む必要な項目を全て CCMS より抽出し、JACIC 様式に転記されたが、この作業上ミスはなかった。

- ・評定担当において、5業務6箇所のミスが発生していた。このうち、3業務4箇所のミスは、受注者の指摘を受けて技術者評定点を追加したものであった。全て JACIC 様式に登録した6月以降に対応したことから、登録漏れとなっていた。

- ・その他の2業務については、CCMS に作業途上の値に登録したことによるものである。それぞれのミスの発生メカニズムは以下のとおり。

- ① 全く同じ点数となっている別の業務の委託業務等成績評定通知書の件名を Excel 上で書き換えたため、CCMS には、作業値の異なる値が登録された。
- ② 複数のパターンの成績評定点が検討されたが、成績評定点の決定後、棄却された方の値を登録値として残してしまっていた。

4. 入力ミスの発生原因等

365箇所ミスについて内容を精査した結果、ミスの発生原因は、以下のとおりであった。

(1) 評価担当側の入力ミス

- CCMSが導入される前は、成績評定点を別途システムに手入力する作業があり、転記する際にミスが生じていた。
- システムとは別途、登録様式へ成績評定点を手入力する作業は、同様に転記に伴う人為的なミスが生じていた。また、KISSシステムやCCMSへの登録と異なり、まとめて、多数の成績評定点を一時に入力することから、同一業務名の他業務との勘違い等のミスも生じていた。
- CCMS導入後も、システム運用上のミスが生じていた。具体的には、以下の事例があった。
 - ① Excelで出力した委託業務等成績評定通知書自体を修正したため、誤った値がシステムに登録
 - ② システムで複数の案を策定し、最終値でないものをシステムに登録
- JACICへの登録は、年1回、6月に過去1年分のみが実施されており、再登録されるルールもなかったことから、一度登録後、成績評定点を変更する必要性が生じた場合、変更後の値が登録されず、結果として実際とは異なる成績評定点のままの状態が継続することによるミスが生じていた。
- 変更後の値が登録されなかった事案のうち、委託業務等成績評定通知書を一度発出後、受注者の指摘を受けて技術者評定点が追加される事例が一定程度存在していた。照査技術者は特記仕様書に定められることから、技術者評定点を付す技術者は業務ごとに確認される必要があるが、この確認が不足していた。

(2) 登録担当側の入力ミス

- 登録担当毎のやり方で、①KISSシステム、②CCMS、③テクリス、④成績評定点等一覧表のそれぞれからデータを抽出、統合して、JACIC様式を作成しており、統合手法が未熟であった場合、ミスが生じていた。
- 登録担当者毎のやり方がそれぞれ独自であったことの背景には、業務フローが不明確かつ、マニュアルが整備されていなかったこと、登録行為を効率的にかつ的確に実施するための手法を検討する時間的余裕や、そうした内容を相談する体制に無かったことが考えられる。
- また、同一業務名が多いことから、混乱し、JACICの調整において、別業務の

成績評定点を入力するミスが生じていた。

(3)その他

- ・今回の入力ミスは、入札参加企業からの指摘を踏まえて発覚しているが、企業側は自社の成績評定点のテクリス登録値を閲覧できないことから、自社の成績評定点が誤っているかどうかを確認できない状況にある。

5. 再発防止の方向性

- 成績評定点は、多くの発注機関において過去の実績として総合評価に活用される重要な要素である。このため、テクリス登録は、慎重に行われる必要があり、今回の事案を踏まえれば、しっかりとした再発防止策を講ずることが必要である。
- その際、CCMSを導入し、定着したR5年度完了業務以降、ミスの発生数が大幅に減少していることを踏まえる必要がある。
- しかし、R5年度完了業務以降の作業においても、人間の操作行為によるミスが発生していることを踏まえ、対応の検討に際しては、システム改善による対応を基本とするべきである。
- 一方、システム改善については、一定の時間を要することから、マニュアルの整備等、当面の措置を講じ、ミスを減じる取り組みを徹底するべきである。
- また、ダブルチェックの観点から、企業自らが、自社成績の登録を確認できる仕組みも検討するべきである。
- 継続的にシステム改善を進めていく観点からも、テクリスの登録以外の行為も含め、業務改善やシステムと向き合い、その改善を業務として担当していく組織体制の強化も検討するべきである。

6. 再発防止策

- ・再発防止の方向性を踏まえ、近畿地方整備局において実施すべき再発防止策を以下のとおり整理した。

(1)人材育成、体制強化

- ・成績評定点は、多くの発注機関において過去の実績として総合評価に活用される重要な要素であり、テクリス登録は、慎重に行わなくてはならない。成績評定点の取り扱いについて、研修等を通じた継続的な教育を実施する。
- ・成績評定点の入力ミスの発生要因は、同種の他のデータ集約等、類似する他の業務においても、想定される内容である

後述する今回の事案への対処としてのシステム改善を的確に実施することに加え、類似する他の業務も含め、RPAや作業のシステム化などのDXを推進するための組織体制を強化する。

(2)システム改善

- ・システムは、全国的な内容であり、関係部局との調整が必要となるが、以下の方向のシステム改善が重要である。
- ・ただし、実際のシステム改善の際には、以下の内容に固執することなく柔軟に最適なシステム設計を行うべきである。

1)人間による操作行為を最小化するシステム改善

- ・複数の者による入力作業、データの統合等、人間による操作行為が介在することによるミスを減じるため、CCMSとテクリスを連動させる等のシステム改善を実施する。
- ・データの統合を的確に実施するために、業務毎の個別IDを有効活用する。

2)運用を誤らない物理的措置の導入

- ・CCMS導入以降も、システムを活用せず、成績評定点を出力したExcelの委託業務等成績評定通知書を加工してしまった実績等を踏まえ、CCMSのシステムとして、出力したExcelの委託業務等成績評定通知書を物理的に加工できない仕組みを導入する。

3)システム対応の追求

- ・照査技術者の技術者評点の登録ミスを防ぐため、特記仕様書ともシステムを連動させ、選択すべき担当技術者の種類が自動選択される仕組みを構築する。

(3) 当面の措置

- ・システム改善には一定の時間を要する。このため、現行システムに基づく当面の措置として、以下を実施する。

1) 業務フローの見直しとマニュアルの整備

- ・システム的な対応を実施しても、運用を誤れば、ミスが発生する。担当が変わっても、システムの運用を誤らないよう、業務フローの見直しを行い、以下についてマニュアルを整備する。
- ・ただし、膨大なマニュアルを整備すると、結果として、マニュアルが徹底されない可能性が高い。使いやすく、合理的なマニュアルの整備が重要である。

【登録担当用マニュアル】

- ・登録担当の担当者が変わっても、的確に事務を遂行できるようにするための以下の項目をとりまとめたマニュアルを整備し、イントラネットに掲載する。

- ① JACIC 様式の登録を円滑に行うためには、CCMS からデータを JACIC 様式が求める順番に抽出し、そのまま JACIC 様式に転記できる方策が有効であり、この方策をとりまとめる。
- ② また、JACIC との調整過程において、同一業務名等に基づくミスが発生していたことを踏まえ、JACIC のマッチングにおいて適合しないものの提示を受けた際、登録担当が確認すべき事項として、業務名以外の項目との確認方策、評価担当に確認する必要性の判断基準等を取りまとめる。
- ③ 成績評定点の見直しが行われた場合、テクリスへの再登録が的確になされていなかったことを踏まえ、見直しがあつた際の情報の把握方策、速やかにテクリスに再登録を実施することをわかりやすく示すフロー等を取りまとめる。

【評価担当用マニュアル】

- ・評価担当は、多くの組織の多様な人員が関与する。このため、CCMS に成績評定点を入力する際の留意事項や、注意するポイントをわかりやすくまとめ、以下の事項を含むマニュアルを整備し、イントラネットに掲載する。

- ① CCMS 導入以降も、システムを活用せず、成績評定点を出力した Excel の委託業務等成績評定通知書を加工することによって修正する事案が発生していたことから、成績評定点を出力した Excel の委託業務等成績評定通知書を加工して修正してはならないことを明記

② 成績通知書発出後の成績評定点見直しに際してのルール

③ 発注機関として、照査技術者を定めておきながら、評定点を付すことを失念するべきではないため、委託業務等成績評定通知書発出前に、必要な技術者に評定点が付されているか、確認することを明記

2) 同一業務名とならない措置の導入

・同一業務名等に基づくミスが多かったことを踏まえ、同一業務名とならないよう、以下の3項目について業務名に含めることを基本とする。

① 時期(契約年度)

② 事業名

③ 業務内容

ただし、件名の重複が懸念される場合は、②に施工箇所等(事務所名、河川名、道路名、施設名等)を追加する。

3) 速やかに再登録をする仕組みの構築

- ・成績評定点に修正があった場合や、ミスが発見された場合に、テクリス登録を速やかに変更する必要がある。まずは、成績評定点を見直した場合、速やかにテクリス再登録することをルール化する。
- ・当該ルールを達成するためには、業務フローを見直し、成績評定点の修正について、登録担当が認識する仕組みを構築する。
- ・具体的には、評定担当において、契約不適合等により成績評定点を修正する場合は、登録担当部局に申請し、了解を得る手続きを導入するとともに、受注者に成績評定点通知後は、CCMS にロックをかけ、解除権限者を限定する。

4) テクリス登録値を再確認する仕組みの導入

- ・過去4年分の成績評定点を総合評価において活用していることを踏まえ、毎年8月に過去実績として業務成績を活用する年度の切り替えがあることから、7月末までには、過去4年分のテクリス登録値を確認する仕組みを導入する必要がある。
- ・このため、JACIC と連携し、以下を実施する。
 - ① 過去1年度分ではなく、過去4年度分の成績評定点を CCMS から抽出し、6月にテクリスへ再登録し、内容を確認
 - ② 7月末までにテクリス登録されている過去4年度分の完了業務について、成績評定点に登録漏れ等がないか確認

(4) 企業側が確認できる仕組み

- テクリスの登録が、受注者、発注機関両者の手入力等に基づくものであることから、ミスを完全に防ぐことはできない。
- このため、総合評価における過去の成績評定点実績の重要性を踏まえ、JACIC と連携し、企業がテクリスに登録されている自らの成績評定点を確認できるよう、JACIC に改善を依頼する。

7. おわりに

近畿地方整備局において発覚した、建設コンサルタント業務等に係る成績評定点の入力ミスは、その後の近畿地方整備局の調査によって、全242業務、365箇所を入力値に誤りがあったことが確認された。これだけ多くの入力ミスが発生していたことを、本有識者委員会は大変な驚きをもって受け止めた。

今回の入力ミスは、多くの発注機関において成績評定点が過去の実績として総合評価に活用される重要な要素を揺るがすものであることから、建設コンサルタント業務等に係る総合評価入札方式への信用を大きく失墜させるものであることを深く認識する必要がある。

本有識者委員会では、総合評価における成績評定点の重要性に鑑み、近畿地方整備局によって整理された一つ一つのミスの原因についてその内容を確認した上で、再発防止策について、その内容をとりまとめたところである。

具体的には、近畿地整管内のすべての建設コンサルタント業務等が令和2年度まで遡って、詳細に調査され、入力ミスが洗い出されると同時に、その原因について体系的に分析された。この分析には近畿地方整備局の多くの努力と労力が払われた。その結果、多くの入力ミスが洗い出されたが、そこには恣意的、意図的なミスと考えられるものは見出されなかった。総じて、業務評定からテクリス登録に至るシステムの煩雑さと途中に複数介在した手入力に主因は帰せられる。

ただし、たとえ多大な努力と労力を払って、入力ミスを洗い出したとしても、洗い出しに完全・完璧はあり得ない。洗い出しが及ばなかった入力ミスも潜んでいる可能性があるとの認識の下で、改善を考えねばならない。

このような観点から、業務フローを可視化し、フロー上で入力ミスの発生個所を特定し、改善を検討する礎とした。システムの俯瞰的把握と理解につとめる「人材育成(教育)」と業務のDX化によるミスの発生機会の劇的軽減を目的にした「システム改善」を提言している。

さらに、受注企業側からも自らの評価結果をチェックできる透明性も希求した。すなわち、「企業側が確認できる仕組み」もシステムに盛り込んでいる。この3つの柱からなる再発防止策によって、入力ミスの根絶をはかろうとしている。

ただし、以上のような入力ミスに対する再発防止策が一朝一夕に実現できるものではないことに鑑み、入力ミスをなくすための「当面の措置」も検討した。

今後、当面の措置が長期化しないように、3つの柱からなる再発防止策の実現が求められる。なお、この3つの柱に対しても、今後の業務フローの変化に伴って、不断の改善を図ってゆかねばならない。

二度とこのような多くの入力ミスが発生することの無いよう、今回とりまとめた再発防止策が関係者において迅速に実行されることを期待する。

また、今回の入力ミスのような事象は、人間の手による入力業務がある以上、建設コンサルタント業務等に係る場面でのみ生じるものではない。今回の事態を教訓とし、関係各位が高い志を持ち、それぞれの業務に従事されることを期待したい。

以上

建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する有識者委員会
委員名簿

(敬称略)

委員長 安部 将規 アイマン総合法律事務所 弁護士

委員 飯塚 敦 中央大学研究開発機構 教授

委員 堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授

建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する有識者委員会
開催経緯

第1回

日時 令和7年9月29日(月)10:00～12:00

場所 大手前合同庁舎 2階 健康管理室

議 事

- (1) 建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する有識者委員会の設置について
- (2) 委員長の選出について
- (3) 建設コンサルタント業務等に係る入力ミス事案の発生状況等について
- (4) 再発防止について
- (5) その他

第2回

日時 令和7年11月6日(木)16:30～

場所 大手前合同庁舎 5階 共用会議室3-1

議 事

- (1) 再発防止策(案)について
- (2) 「近畿地方整備局における建設コンサルタント業務等の成績評定点の入力ミス事案に関する報告書」(案)について

※その他

以下の期日において各委員と近畿地方整備局において個別相談が実施された。

安部委員長:9月3日、9月26日、10月28日

飯塚委員 :9月1日、9月26日、10月20日

堀田委員 :8月28日、9月24日、10月27日